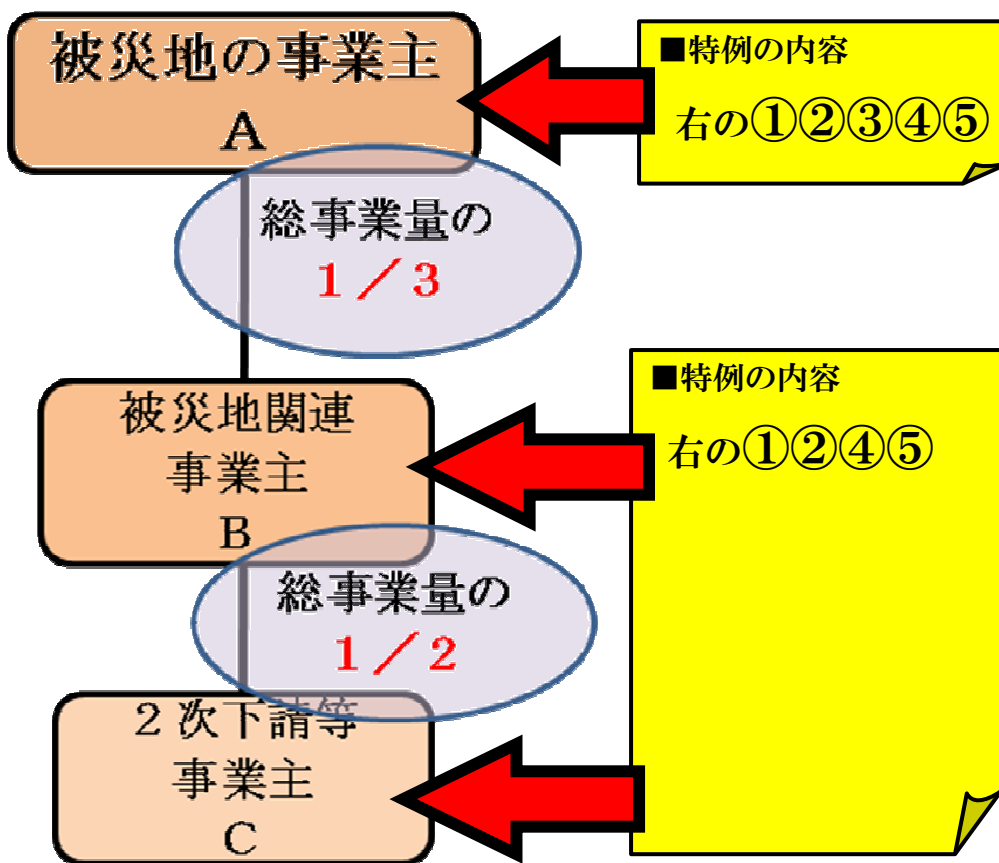


## 被災地関連の

# 2次下請も特例対象に

## 雇用調整助成金

5月2日の政府の補正予算の成立によって、本紙第30号でお伝えした、東日本大震災に伴う雇用調整助成金の「別枠 300 日の支給日数」が実行に移されました。これに加えて厚生労働省は5月2日、これまでの特例対象「東京都を除く災害救助法適用地域と一定規模（1/3）以上の経済的関係を有する事業所の事業主（＝被災地関連事業主）」と、**1/2 以上の経済的関係を有する事業所の事業主（＝2次下請事業主）も特例の対象**とすることを決め、直ちに実施に移されました。これにより、大震災に伴う特例の対象事業所が大きく広がることになります。



### ★特例の内容★

- ①最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ②震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に（平成23年6月16日まで）
- ③事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に（平成23年6月16日まで）
- ④特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。
- ⑤被保険者期間が6ヶ月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。

### C「2次下請け等事業主」申請にあたっての注意事項

- ※申請に当たっては、Bが被災地関連事業主としてハローワークに提出し、受理された申請関係書類の写しを持参して下さい。
- ※Bが被災地関連事業主として雇用調整助成金を利用していない場合でも、被災地関連事業主の要件を満たすことが客観的に証明される場合は、Cは2次下請等事業主として申請できます。
- ※Bが複数ある場合は、それらの事業所ごとの売上げ又は仕入れ等の量を合算して経済的な関係を判断します。